

宿泊約款

[適用範囲]

- 第1条 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

[宿泊契約の申し込み]

- 第2条 1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをされる方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として第18条別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

[宿泊契約の成立等]

- 第3条 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立したものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間分(3日を超えるときは3日間)の客室料金を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

[申込金の支払いを要しないこととする特約]

- 第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる場合があります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日の指定をしなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

[宿泊契約締結の拒否]

- 第5条 当ホテルは次にあげる場合、宿泊契約の締結に応じない場合があります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊客が、暴力団員または暴力団関係者であるとき。
 - (5) 宿泊客が、明らかに伝染病者であると認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊ができないとき。
 - (8) 宿泊客が泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、又は、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動を行うものと認められるとき。
- (兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき)

【宿泊客の契約解除権】

- 第6条 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に、宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、第18条別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後6時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

- 第7条 1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、暴力団員または暴力団関係者と認められるとき。
 - (3) 宿泊客が明らかに伝染病者であると認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊ができないとき。
 - (6) 宿泊客が泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、または、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があったとき。
 - (兵庫県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき)
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

- 第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(チェックインの際、パスポートをコピーさせていただきます)
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨によらない方法で行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後2時から出発日の正午までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定めるチェックアウトタイム後の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は室料金の100%

【利用規則の厳守】

- 第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

[営業時間]

第11条 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(1) フロントのサービス時間

- A. 門限(正面玄関): 24時間
- B. 外貨両替: 24時間

(2) レストラン・バーの営業時間

1) ダイニング&鉄板焼「神戸グリル」/21階	ランチ/11:30a.m.~2:30p.m. ディナー/5:30p.m.~9:00p.m.
-------------------------	--

2) スカイラウンジ「スカイ21」/21階	5:30p.m.~11:00p.m.
-----------------------	--------------------

3) 中国料理「翠亭園」/2階	ランチ/11:30a.m.~2:30p.m. ディナー/5:30p.m.~9:00p.m.
-----------------	--

4) 日本料理「神戸 若竹」/2階	ランチ/11:30a.m.~2:30p.m. ディナー/5:30p.m.~9:00p.m.
-------------------	--

鮨「みさき」/2階	ランチ/11:30a.m.~2:30p.m. ディナー/5:30p.m.~9:00p.m. 定休日/水曜日
-----------	---

5) テラスレストラン「ガーデンカフェ」/1階	ブレイクファスト、ランチ、ディナー、喫茶/6:30a.m.~10:00p.m.
-------------------------	---

6) スポーツパブ「アリーナ」/1階	定休日/月・火 6:00p.m.~11:00p.m.
--------------------	----------------------------

7) バー「テラ」/1階	6:00p.m.~11:30p.m.
--------------	--------------------

(3) フィットネスクラブの営業時間

フィットネス&スポーツ「ザ・バイククラブ」/5階	6:30a.m.~10:30p.m.
--------------------------	--------------------

(4) 付帯サービス施設の営業時間

1) シェラトンショップ「ベイリーフ」/2階	8:00a.m.~8:30p.m.
------------------------	-------------------

2) プライダルウェアサロン「フェスタミュゼ」/2階	10:00a.m.~7:00p.m.
----------------------------	--------------------

3) フローリスト「レール ダンジエ」/2階	11:00a.m.~6:00p.m. (日・祝日定休)
------------------------	-----------------------------

4) ビューティーサロン「エリーロンドン美容室」/4階	10:00a.m.~7:00p.m.
-----------------------------	--------------------

5) フォトスタジオ「ジャパנקリエイト」/4階	10:00a.m.~6:00p.m. (土・日・祝 10:00a.m.~7:00p.m.)
--------------------------	---

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合、臨時に変更する場合があります。

[料金の支払い]

第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、第18条別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府の定める指定通貨又は当ホテルが認める旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりうる方法により宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

[当ホテルの責任]

- 第13条 1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害が当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルは消防法令を遵守し防火管理に努めておりますが、万一の火災等に対処する為、旅館賠償責任保険に加入しています。

[契約した客室の提供ができないときの取り扱い]

- 第14条 1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は補償料額をもって損害補償額とします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

[宿泊客の所持品に関する当ホテルの責任]

- 第15条 1. 当ホテルは宿泊客の所持品の滅失または毀損等が、当ホテル又はその従業員の故意若しくは重過失による場合のみ責任を負うものとします。但し、宿泊客からあらかじめその種類および価格を書面をもって申告し預けられた場合を除き、損害賠償額は紛失時の公正市場価格または15万円のいずれか低い額といたします。申告の内容によっては、お預かりをお断りする場合があります。
2. 金銭、譲渡可能証券、宝石、重要書類等はお預かりいたしません。ただし、フロントのセーフティー・デポジット・ボックス（貸金庫）はご利用頂けます。貸金庫ご利用中の滅失、毀損等については、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは30万円を限度額としてその損害を賠償いたします。

[宿泊客の手荷物または携帯品の保管]

- 第16条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解していたときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。
2. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管に関する当ホテルの責任は前条第1項の規定に準じるものとします。

[駐車場の責任]

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

[宿泊客の責任]

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは当該宿泊客に対しその損害の賠償を求めます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳	
	宿泊料金	① 基本宿泊料{室料(又は室料・朝食料)} ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 飲食料及びその他の利用料金 ④ サービス料(③×10%)
	税金	⑤ 消費税 ⑥ 税額の算出は1円単位とし円未満切り捨て

備考 基本料金は、フロントデスクに備え付けの料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込人数						
一般	7名まで	100%	80%	20%		
団体	8～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数の短縮の場合、その短縮日数に関わりなく1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込をお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. ホテルの定める特定期については上記の限りではありません。

ご利用規則

当ホテルでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくために、当ホテル宿泊約款第10条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、これをお守りくださるようお願いいたします。この規則をお守り頂けない場合には、宿泊約款第7条により、ご宿泊契約及びこれに関連する契約を解除させていただく場合がございます。また、この規則をお守りにならないことによって生じた事故・損害につきましては当ホテルは責任を負いかねますとともに、当ホテルが被った被害につきお客様に損害のご負担を頂く場合がございますので、特にご注意くださいようお願い申し上げます。

1. 客室

- (1) 客室を宿泊以外の目的でご利用されることは堅くお断りいたします。
- (2) 宿泊登録者以外の方のご宿泊は堅くお断りいたします。
- (3) お部屋にご到着後、入り口ドア裏側の掲示板で避難経路及び非常口の位置をご確認くださいようお願いいたします。
- (4) ご滞在中、特にご就寝の際は必ずドアロックをお掛けください。
- (5) お部屋の窓を非常時以外は開放しないようお願いいたします。
- (6) ホテル内での暖房及び炊事等の目的のための火気や機器のご使用は堅くお断りいたします。
- (7) ベッドの中で喫煙はなさらないでください。
- (8) ドアをノックされたときは不用意に開扉なさらずに、ドアスコープで来訪者をご確認ください。また、不審者と思われる場合は至急ロビーマネージャーデスクまでご連絡ください。
- (9) みだりに外来客を客室内に招き、諸設備及び諸物品を使用させたりなさらないでください。特に午後10時以降の外来客の客室への入室はご遠慮願います。
- (10) 館内及び客室内の備品を所定の場所からみだりに移動させないようお願いいたします。また、ホテルの許可なく客室内に造作・改造を施さないでください。

2. ホテルスタッフによる客室清掃・点検について

ご宿泊の方をはじめ、すべてのお客様の安全と衛生管理の観点から、チェックイン時から最低24時間に1回の割合で、ホテルスタッフによる客室の点検を実施いたしておりますので、予めご了承ください。ご滞在時間が24時間を超える場合は、「Do not disturb/起こさないでください。」のカードを廊下側のドアノブに提示されているお部屋につきましても、客室の点検を実施いたします。いずれの場合でも予めフロントから客室への電話連絡を行ったうえでホテルスタッフの入室を行います。複数回の電話連絡でも応答がない場合、又は緊急時にはやむを得ず入室し点検する場合があります。

3. 部屋の鍵

- (1) お部屋からお出掛けの際は客室のカードキーを必ずお持ちになり、施錠をご確認ください。
- (2) ホテル内のレストラン・バー等をご署名によって利用される場合は、必ずご宿泊カードをご提示ください。

4. お支払い等

- (1) ご到着の際、フロントでお預かり金（前受金）を申し受けますので、予めご了承ください。また、ご滞在中にフロントより勘定書の提示があった場合には、お手数ですがその都度フロントにてお支払いください。
- (2) お買い物代、切符代、タクシー代、荷物送料等のお立て替えはお断りさせていただきます。
- (3) 客室内のお電話をご利用の場合、施設使用料が加算されますのでご了承ください。（尚、公衆電話はロビーにございます）
- (4) サービス料としてお勘定の10%を加算させて頂いておりますので、お心付け等はお断り申し上げます。

5. 貴重品

ご滞在中は、現金・貴金属その他貴重品の保管については、フロントに備え付けの貸金庫（無料）をご利用ください。ご利用されないで、万一紛失、盗難等が発生した場合には当ホテルは責任を負いかねます。

6. お預かり物

お預かり物の保管期間は、特に指定のないかぎり、お預け日より下記の通りとさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物は処分させていただきますのでご了承ください。

- (1) フロント及びクロークルームでのお預かり ……………1カ月
- (2) ストアルームでのお預かり …………… 3カ月
- (3) ランドリーにご依頼の洗濯物 ……………3カ月

7. 遺失物

ホテル内でのお忘れ物及び傘立てに放置された傘の処理は、一定期間ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

8. 館内に下記のような物をお持ち込みにならないでください。

- (1) 愛玩の動物、鳥類(ただし、盲導犬は除く)
- (2) 悪臭を発する物
- (3) 常識的な量を超える物品
- (4) 法令により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤など
- (5) 発火または引火しやすい火薬、揮発油類など

9. 館内では下記のような行為はご遠慮ください。

- (1) 浴衣、バスローブ、スリッパのまま客室からお出になること
- (2) 高声放歌及び喧嘩など、他のお客様に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼすような行為
- (3) 賭博や公序良俗に反する行為
- (4) ホテルの許可なく他のお客様に、広告・宣伝物の配布、物品の販売、勧誘などを行うこと
- (5) ホテル内で撮影された写真等をホテルの許可なく営業上の目的で公にすること

10. その他

- (1) 館内外の設備、備品、その他の物品を損傷、汚染、あるいは紛失された場合は実費にて弁償させていただきます。
- (2) 未成年者のご宿泊は保護者の許可がない限りお断りいたします。またご同伴の未成年者が他のお客様に迷惑を及ぼさないようご配慮のほどお願いいたします。
- (3) 館内へ許可なく飲食物を持ち込んだり、ホテル外に飲食物を注文することはお断りいたします。
- (4) 駐車場の利用については掲示してある利用規則に従っていただきます。